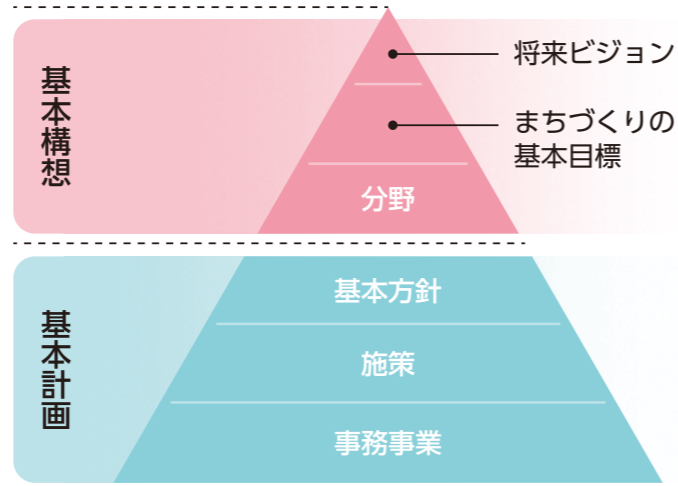


総合計画について

総合計画は、「草津市自治体基本条例」に基づき策定する、“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”となる市の最上位計画です。

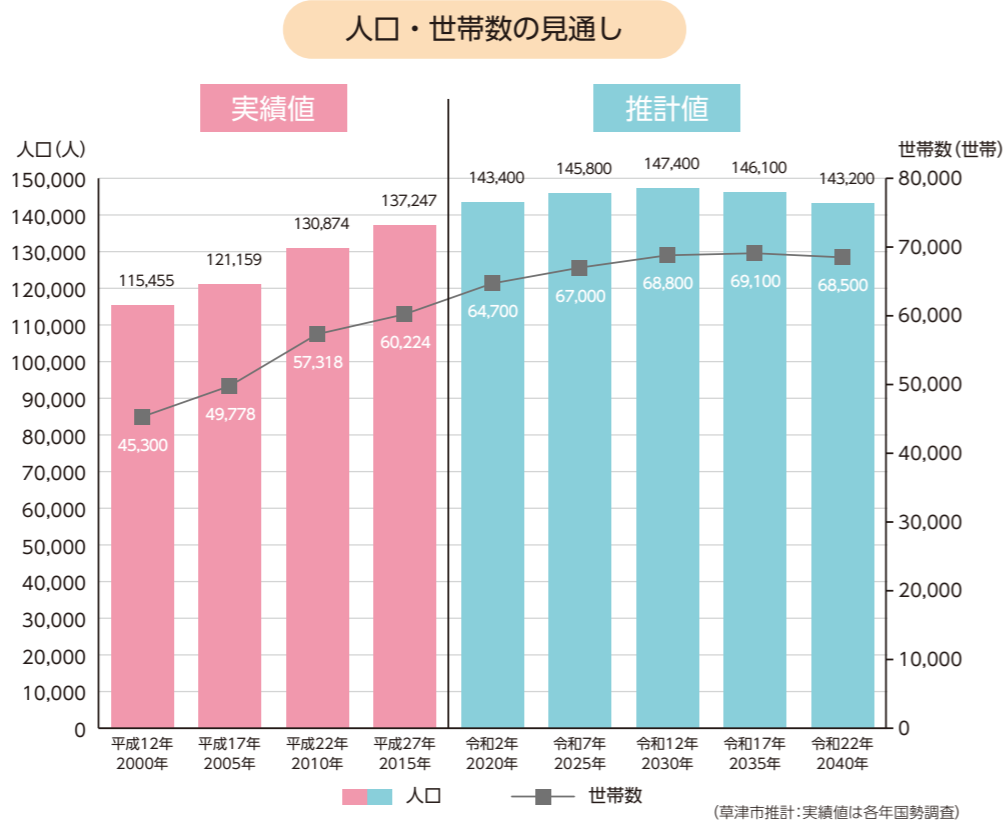
総合計画は、「基本構想」と「基本計画」からなる二層構造で、「基本構想」は12年間、「基本計画」は1期4年の3期計画としています。



人口・世帯数の見通し

本市の人口は、令和12(2030)年には147,400人程度となり、その後は減少に転じ、令和22(2040)年には143,200人程度になると見込まれます。

また、世帯数は、令和22(2040)年には68,500世帯程度になる見込みとなっています。



第6次
草津市総合計画
2021-2032

概要版



ひと・まち・ときをつなぐ

絆をつむぐふるさと

健幸創造都市 草津

絆をつむぐふるさと

人と人、人から地域、まちへと広がる“つながり”から生まれる“絆”をつむぐことで、私たちのそして、その心は、“くさつ愛”へと変わり、まちづくりの原動力となるとともに、ときを重ねても、また、人と人、人から地域、まちへと“つながり”が広がることで、まちの資源や魅力が一層輝き、そして、その大きな力は、様々な課題に果敢に挑戦する知恵や勇気へと変わるとともに、未来を住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちとなります。

健幸創造都市

まちにぬくもりや心地よさが醸成され、まちへの湧き上がる愛着と誇りが生み出されます。私たちのまちは、誰からも愛される“ふるさと”となります。き、活力に満ちた大きなエネルギーが生み出されます。切り拓いていくための力となり、ときを重ねても、私たちのまちは、いつまでも活気にあふれ、



人口フレーム

令和14(2032)年
147,000人

5つの「まちづくりの基本目標」

協働

行政と市民などの役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行うとともに、自分たちの力だけでは解決できない課題については多様なまちづくりの主体と連携・協力し、住みよいまちを目指します。

SDGs

総合計画では、SDGsという世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダーとの連携の強化や目標の共有を図りながら、持続可能なまちの実現を目指します。



将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を市民とともに実現するため、5つの「まちづくりの基本目標」を掲げるとともに、分野ごとの取組の方向性を示します。また、将来ビジョンの実現に向けては、「協働」と「SDGs」の視点を踏まえたまちづくりを進めます。

視点

- 基本目標 ① 「こころ」育むまち
- 基本目標 ② 「笑顔」輝くまち
- 基本目標 ③ 「暮らし」支えるまち
- 基本目標 ④ 「魅力」あふれるまち
- 基本目標 ⑤ 「未来」への責任

第1期基本計画について

構成と期間

第1期基本計画は、将来ビジョンの実現に向けてまちづくりを先導・けん引する「リーディング・プロジェクト（重点方針）」、23の分野で体系的に整理された基本方針ごとに施策展開を図る「分野別の施策」、第2期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略「地方創生」で構成しています。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とします。

リーディング・プロジェクト

リーディング・プロジェクトを重点方針として位置付け、分野横断的な施策展開を図っていきます。また、リーディング・プロジェクトの推進にあたっては、第1期基本計画期間中は、統一テーマとして展開するため、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとし、関連する施策・事業については、毎年実施する評価の中で、課題の見直しとさらなる推進に向けた改善を図っていきます。

未来を担う子ども育成プロジェクト

地域で子どもを守り育てるまちづくりの推進、子育て支援の充実や本市の強みを生かした教育など、子どもの豊かな育ちと学びを確かなものとしながら、生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる子どもを育成し、未来に向けて健幸を創造するまちをつくりまします。

にぎわい・再生プロジェクト

まちなかでは、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりを進めるとともに、郊外部では、地域の産業や資源等を生かした取組を推進するなど、地域らしさを大切にしながらまちづくりを進めます。また、まち全体に公共交通ネットワークを形成するなど、市内外から人が集い、行き交い、将来にわたり、利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を創造するまちをつくりまします。

地域の支え合い推進プロジェクト

地域住民が地域課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるなど、お互いを大切にし、支え合い、絆をつむぎながら、誰もがいつまでも元気に活躍できる健幸を創造するまちをつくりまします。

暮らしの安全・安心向上プロジェクト

「強さ」と「しなやかさ」を備えた災害等に強いまちづくりを進めるとともに、自らの地域は自らで守るという意識の醸成や、誰もが安全で快適に生活できる環境整備を図るなど、市民・行政・関係団体等が一体となった取組を進めることで、暮らしの安全と安心を守り、健幸を創造するまちをつくりまします。

基本目標1

「こころ」育むまち

1 人権

1-1 人権の尊重

- ①人権文化の醸成
- ②人権の擁護



2 男女共同参画

2-1 男女共同参画社会の構築

- ①男女共同参画社会の推進
- ②女性の活躍推進



3 学校教育

3-1 子どもの生きる力を育む教育の推進

- ①豊かな心と健やかな体の育成
- ②確かな学力の育成



3-2 学校の教育力の向上

- ①教職員の指導力の向上
- ②学校経営の充実
- ③教育環境の充実



4 生涯学習・スポーツ

4-1 生涯学習の推進

- ①家庭・地域での学びの充実
- ②生涯学習機会の充実



4-2 スポーツの充実

- ①スポーツ活動の推進
- ②スポーツ環境の充実
- ③第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の推進



5 歴史・文化

5-1 文化財の保存と活用

- ①文化財の調査と保護の推進
- ②歴史資産を活かしたまちづくり
- ③歴史文化に親しむ機会の創出



5-2 文化・芸術の振興

- ①文化・芸術活動の推進



基本目標2

「笑顔」輝くまち

6 コミュニティ

6-1 市民自治の確立

- ①市民自治の確立のための環境整備



6-2 基礎的コミュニティの活性化

- ①基礎的コミュニティ活動の支援



6-3 市民公益活動の促進

- ①市民公益活動の支援



6-4 多文化共生社会の構築

- ①多文化共生の推進



7 地域福祉

7-1 「地域力」のあるまちづくり

- ①地域福祉の担い手の育成と活躍の促進
- ②地域福祉を支えるネットワークづくり



7-2 福祉の総合的な相談・支援の充実

- ①セーフティネットの充実
- ②福祉の総合相談窓口の充実



8 健康

8-1 市民の健康づくり

- ①市民の健康づくり支援
- ②疾病予防対策の強化



8-2 医療保険制度の適正運用

- ①国民健康保険制度の運用
- ②後期高齢者医療制度の運用
- ③福祉医療費の助成



9 子ども・子育て・若者

9-1 切れ目のない子育て支援

- ①子育て総合相談窓口の充実
- ②母子保健サービスの充実
- ③子ども・子育て支援、ネットワークの充実



9-2 就学前教育・保育の充実

- ①質の高い就学前教育・保育の提供
- ②就学前教育・保育施設の実員確保



9-3 安心して子育てができる環境づくり

- ①児童虐待の防止と早期発見・早期対応
- ②ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への支援の充実
- ③発達障害児等への支援の充実
- ④児童育成クラブの充実
- ⑤子育てに伴う経済的負担の軽減



9-4 子ども・若者の育成支援

- ①子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援の推進
- ②青少年健全育成の推進



10 長寿・介護

10-1 いきいきとした高齢社会の実現

- ①高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進
- ②高齢者の健康づくり・介護予防の推進



10-2 あんしんできる高齢期の生活への支援

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護サービスの充実
- ④介護保険制度の適正運用



11 障害福祉

11-1 共に生きる社会の推進

- ①障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実
- ②障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持
- ③福祉のまちづくりの推進



分野別の施策

基本目標3

「暮らし」支えるまち

12 防災

12-1 自助・共助による防災対策の充実

- ① 自主防災体制の確立と市民意識の高揚



12-2 災害に強いまちづくり

- ① 消防体制・基盤の充実
- ② 地域防災体制・基盤の強化



12-3 治水対策の推進

- ① 河川・排水路の整備
- ② 公共下水道雨水幹線の整備



13 生活安心・防犯

13-1 暮らしの安心の確保

- ① 市民相談業務の充実
- ② 消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成
- ③ 生活衛生の向上



13-2 犯罪のないまちづくり

- ① 自主防犯活動の展開
- ② 防犯設備の維持・整備



14 環境

14-1 良好な環境の保全と創出

- ① 自然環境の保全
- ② 環境汚染・環境負荷対策の促進
- ③ 環境学習の拡充



14-2 脱炭素社会への転換

- ① 様々な主体の自主的な取組の支援とネットワークの拡充
- ② 省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用等の推進



14-3 資源循環型社会の構築

- ① ごみの発生抑制・再利用・資源化の推進
- ② ごみの適正処理
- ③ 環境美化の推進



15 交通

15-1 公共交通ネットワークの構築

- ① 公共交通ネットワークの充実
- ② 鉄道駅周辺での自転車利用環境の整備



15-2 交通安全対策の推進

- ① 交通安全意識の高揚



16 道路

16-1 安全・安心な道路の整備

- ① 広域主要幹線道路等の整備促進
- ② 幹線道路の整備
- ③ 生活道路の整備
- ④ 歩道・自転車道等の整備
- ⑤ 道路施設の長寿命化と維持管理
- ⑥ バリアフリー化の促進



17 上下水道

17-1 水の安定供給

- ① 上水道施設の更新・災害対策と維持管理
- ② 上水道事業の健全経営



17-2 下水道の安定運営

- ① 下水道施設の更新・災害対策と維持管理
- ② 下水道事業の健全経営



基本目標4

「魅力」あふれるまち

18 農林水産

18-1 農業の振興

- ① 農業経営の強化
- ② 農地の保全・管理
- ③ 地場産物の需要・販路拡大



18-2 水産業の振興

- ① 漁業環境の保全・確保
- ② 漁業・水産資源の多面的利活用の促進



19 商工観光

19-1 中心市街地の活性化

- ① 中心市街地のにぎわいの創出



19-2 商業の振興

- ① 地域商業の活性化



19-3 工業の振興

- ① 中小企業等への支援
- ② 企業の立地促進
- ③ 新産業の創出と創業・第二創業等の支援



19-4 観光の振興

- ① 地域観光の活性化



19-5 勤労者福祉の向上

- ① 勤労者への支援



20 都市形成

20-1 都市と住環境の質・魅力向上

- ① 土地利用の適切な誘導
- ② 良質な住宅資産の形成
- ③ 空き家等の対策の推進



20-2 まちなかの魅力向上と地域再生の推進

- ① にぎわいのある市街地の形成
- ② 地域の特性と資源を活かした地域再生の推進



20-3 良好な景観の保全と創出

- ① 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成



21 公園・緑地

21-1 ガーデンシティの推進

- ① 公園・緑地の整備
- ② 公園・緑地の活用
- ③ まちなみ緑化の推進



21-2 草津川跡地の空間整備

- ① 草津川跡地の整備



22 情報・交流

22-1 まちづくり情報の提供の充実

- ① まちづくり情報の提供
- ② 行政情報の提供



22-2 多様な連携・交流の展開

- ① 産学公民の連携によるまちづくりの展開
- ② 都市間交流の促進



基本目標5

「未来」への責任

23 行財政マネジメント

23-1 市民から信頼される市政運営

- ① 健全な財政運営の維持
- ② 市有財産の適正な維持管理・更新
- ③ 情報提供・情報公開の推進



23-2 職員力の向上

- ① 職員の資質向上



23-3 行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現

- ① 行政改革の推進
- ② 広域連携の推進



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標であり、本市の総合計画に基づく取組と目指すべき方向性は同じです。

第1期基本計画では、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsという世界共通のものさしを用いることにより、多様なステークホルダーとの目標の共有と連携の強化を図り、取組をより一層進めることで、持続可能なまちの実現を目指します。

地方創生について

(第2期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

総合計画（基本計画）と総合戦略を一体的に策定し、さらに魅力的で持続可能なまちの実現に向けたまちづくりを進めていきます。

総合戦略の推進にあたっては、総合計画（基本計画）のリーディング・プロジェクトを戦略目標として位置付け、本市の課題解決に向けて戦略的に取組を進めていきます。